



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 医療法施行細則の一部を改正する規則（保健医療政策課）…………… 1

告 示

- 公共測量の実施の終了の通知・3件（農地農村整備課）…………… 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課）…………… 2
- 沖縄県国際物流拠点産業集積地域用地分譲規程の一部を改正する告示（企業立地推進課）…………… 2
- 沖縄県証紙売りさばき人の指定（会計課）…………… 4

公 告

- 補正予算の公表（財政課）…………… 4
- 知事が施行者になった都市計画事業の施行についての周知・2件（道路街路課）…………… 4
- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知（道路街路課）…………… 5
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・3件（都市計画・モノレール課）…………… 5

教育委員会事項

- 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 5

公安委員会事項

- 沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則…………… 6

規 則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第8号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和47年沖縄県規則第163号）の一部を次のように改正する。

第27号様式備考中7を9とし、6を8とし、5を6とし、その次に次のように加える。

7 医療法第51条第2項の医療法人にあつては、公認会計士等の監査報告書

第27号様式備考4の次に次のように加える。

5 関係事業者（理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と医療法施行規則第32条の6で定める特殊の関係がある者をいう。）との取引の状況に関する報告書

附 則

この規則は、平成29年4月2日から施行する。

告 示

沖縄県告示第194号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成29年 3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 宮古島市城辺地内（松原南地区）
- 2 公共測量を実施した期間 平成28年 8月22日から平成29年 2月17日まで
- 3 作業種類 公共測量（地区確定測量）

沖縄県告示第195号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成29年 3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 宮古島市城辺地内（西西地区）
- 2 公共測量を実施した期間 平成28年 8月22日から平成29年 2月17日まで
- 3 作業種類 公共測量（地区確定測量）

沖縄県告示第196号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成29年 3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 宮古島市城辺地内（村越地区）
- 2 公共測量を実施した期間 平成28年 8月22日から平成29年 2月17日まで
- 3 作業種類 公共測量（地区確定測量）

沖縄県告示第197号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、平良加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成29年 3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第198号

沖縄県国際物流拠点産業集積地域用地分譲規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年 3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県国際物流拠点産業集積地域用地分譲規程の一部を改正する告示

沖縄県国際物流拠点産業集積地域用地分譲規程（平成11年沖縄県告示第575号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（譲受者等）

第4条 分譲用地を譲り受けることができる者（以下「譲受者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、別表第1に定める要件を満たすものとする。

- (1) 分譲用地内で工場又は事務所（以下「工場等」という。）を建設し、別に定める事業（以下「対象事業」という。）を営む者
- (2) 現に国際物流拠点産業集積地域内で対象事業を営んでいる者であって、当該分譲用地を対象事業の実施のために使用するもの（以下「産業集積地域内事業者」という。）
- (3) 対象事業を営む者（以下「操業者」という。）と共同して工場等を設置する目的で、新たに用地を取

- 得する者（以下「用地取得者」という。）
- 第5条第2項中「（以下「分譲申込者」という。）」を削る。
- 第6条第1項中「分譲申込者」を「分譲申込書」に改める。
- 第10条第1項中「資格要件」を「要件」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。
- 2 譲受者は、分譲用地の使用に当たり、別表第2に定める工場等の操業開始等に係る期限を遵守しなければならない。
 - 3 譲受者は、経済情勢の著しい変動その他やむを得ない理由により、土地売買契約の締結時の工場等建設計画を変更し、又は別表第2に定める期限を延長しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を得なければならない。
- 第10条第4項から第6項までを削る。
- 第11条に次の1項を加える。
- 3 譲受者が用地取得者の場合には、操業者に前2項の規定を適用する。この場合において、用地取得者は、操業者に前2項に規定する公害関係法令等の遵守、環境保全協定の締結及び公害防止協定の締結をさせなければならない。
- 第12条後段を削り、同条に次の2項を加える。
- 2 譲受者が産業集積地域内事業者であって、現に使用する国際物流拠点産業集積地域の用地と新たに取得する分譲用地を一体的に使用するときは、前項の規定による緑地の割合は、当該国際物流拠点産業集積地域の用地の面積と当該分譲用地の面積を合算した面積に占める割合とすることができる。
 - 3 譲受者が用地取得者の場合であって操業者が工場等を建設するときは、用地取得者は、操業者に第1項に規定する緑地の割合を確保させなければならない。
- 第13条中「又は第三者」の次に「（譲受者が用地取得者の場合にあつては操業者以外の第三者）」を加える。
- 附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第4条関係）

譲受者	要件
工場等を建設し、対象事業を営む者又は産業集積地域内事業者	譲受者が満たさなければならない要件 (1) 青色申告書を提出する法人であること。 (2) 貿易若しくはこれに関連する事業又はこれらの事業を行うために必要な事業を行う者であること。 (3) 分譲用地の売買代金の支払能力を有している者であること。 (4) 工場等の建設資金を調達する能力を有している者であること。 (5) 事業資金の調達能力を有している者であること。 (6) 大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭等の公害に対して、十分な公害防止対策が可能な者であること。
用地取得者	1 用地取得者及び操業者がそれぞれ満たさなければならない要件 (1) 青色申告書を提出する法人であること。 (2) 大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭等の公害に対して、十分な公害防止対策が可能な者であること。 2 用地取得者又は操業者のいずれかが満たさなければならない要件 (1) 貿易若しくはこれに関連する事業又はこれらの事業を行うために必要な事業を行う者であること。 (2) 分譲用地の売買代金の支払能力を有している者であること。 (3) 工場等の建設資金を調達する能力を有している者であること。 (4) 事業資金の調達能力を有している者であること。

別表第2（第10条関係）

譲受者	工場等の建設（2の項の譲受者にあつては分譲用地を使用するための工事）着手期限	工場等の操業（2の項の譲受者にあつては分譲用地の使用）開始期限
1 工場等を建設し、対象事業を営む者、産業集積地域内事業者のうち工場等を建設するもの又は用地取得者	引渡日から2年以内	引渡日から3年以内。土地売買契約の締結時の工場等建設計画に定める全工場等については引渡日から5年以内

2 産業集積地域内事業者のうち、工場等を建設することを要しないと知事が認めるもの	引渡日から2年4月以内	引渡日から3年4月以内
--	-------------	-------------

附 則

この告示は、平成29年3月17日から施行する。

沖縄県告示第199号

沖縄県証紙条例（昭和47年沖縄県条例第94号）第5条第1項の規定により、沖縄県証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

平成29年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

名称	所在地	売りさばき所の所在地	指定年月日
浦添市職員労働組合	浦添市安波茶一丁目1番1号	浦添市安波茶一丁目1番1号（地下1階 浦添市職員労働組合売店）	平成29年3月8日

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成29年3月8日県議会の議決を経た補正予算の要領を別冊のとおり公表する。

平成29年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による都市計画事業の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・9号旭橋線国道329号
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 沖縄県那覇市泉崎1丁目及び旭町地内
 - (2) 使用の部分 なし

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による都市計画事業の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・17号労金線

- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 沖縄県那覇市泉崎1丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・2・10号豊見城中央線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 沖縄県豊見城市字高安西原、高安原及び前原並びに字宜保前原地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 なし

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宜野湾市から送付のあった那覇広域都市計画公園の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・3・宜1号野嵩第一公園
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宜野湾市から送付のあった那覇広域都市計画広場の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 宜1号門前広場
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宜野湾市から送付のあった那覇広域都市計画土地地区画整理事業の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 佐真下土地地区画整理事業
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

教育委員会事項

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月17日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

沖縄県教育委員会規則第1号**沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「定時制課程」の次に「及び通信制課程」を、「平成22年政令第112号」の次に「。以下「政令」という。」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学する者のうち、授業料等を算定する月（以下「算定月」という。）において次に掲げる要件を全て満たす者

ア 政令第1条第2項に定める者に該当しないこと。

イ 算定月の前月までに履修の期間を満了した科目の単位数及び履修を開始した科目の単位数並びに算定月に履修を開始する科目の単位数の合計が74を超えること。

第6条第1項中「第2条第1項3号及び第4号」を「第2条第1項第3号から第5号まで」に改める。

第4号様式中「（全・定・通の別）」を「（ 課程）」に改める。

第5号様式及び第6号様式の2中 「全定の別」 を 「課程」 に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

公安委員会事項**沖縄県公安委員会規則第1号**

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 3月17日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表浦添警察署の部坂田交番の項中「西原町字棚原、字翁長、字呉屋、字幸地」を「西原町字幸地、字棚原、棚原一丁目」に改め、「字上原」の次に「、上原一丁目、上原二丁目、字翁長、字呉屋」を加え、同表沖縄警察署の部泡瀬交番の項中「沖縄市字泡瀬、泡瀬一丁目、泡瀬二丁目、泡瀬三丁目、泡瀬四丁目、泡瀬五丁目、泡瀬六丁目、字大里、大里一丁目、大里二丁目、高原一丁目、高原二丁目、高原三丁目、高原四丁目、高原五丁目、高原六丁目、高原七丁目、字比屋根、比屋根一丁目、比屋根二丁目、比屋根三丁目、比屋根四丁目、比屋根五丁目、比屋根六丁目、比屋根七丁目、与儀一丁目、与儀二丁目、与儀三丁目、字桃原、桃原一丁目、桃原二丁目、桃原三丁目、字古謝、安慶田五丁目、胡屋七丁目」を「沖縄市安慶田五丁目、胡屋七丁目、字桃原、桃原一丁目、桃原二丁目、桃原三丁目、古謝一丁目、古謝二丁目、古謝三丁目、古謝津嘉山町、字大里、大里一丁目、大里二丁目、高原一丁目、高原二丁目、高原三丁目、高原四丁目、高原五丁目、高原六丁目、高原七丁目、字比屋根、比屋根一丁目、比屋根二丁目、比屋根三丁目、比屋根四丁目、比屋根五丁目、比屋根六丁目、比屋根七丁目、与儀一丁目、与儀二丁目、与儀三丁目、泡瀬一丁目、泡瀬二丁目、泡瀬三丁目、泡瀬四丁目、泡瀬五丁目、泡瀬六丁目」に改め、同表うるま警察署の部川田駐在所の項中「字洲崎」を「字州崎」に改め、同表名護警察署の部大南交番の項中「名護市大南一丁目、大南二丁目、大南三丁目、大南四丁目、字名護の一部、大北一丁目、大北二丁目、大北三丁目、大北四丁目、大北五丁目、大西一丁目、大西二丁目、大西三丁目、大西四丁目、大西五丁目、字宮里の一部、宮里一丁目、宮里二丁目、宮里三丁目、宮里四丁目、宮里五丁目、宮里六丁目、宮里七丁目、字為又」を「名護市字宮里、字為又、字名護の一部、大北一丁目、大北二丁目、大北三丁目、大北四丁目、大北五丁目、宮里一丁目、宮里二丁目、宮里三丁目、宮里四丁目、宮里五丁目、宮里六丁目、宮里七丁目、大南一丁目、大南二丁目、大南三

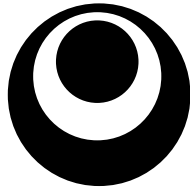
丁目、大南四丁目、大西一丁目、大西二丁目、大西三丁目、大西四丁目、大西五丁目」に改め、同部屋部駐在所の項中「字安和、字宇茂佐、宇茂佐の森一丁目、宇茂佐の森二丁目、宇茂佐の森三丁目、宇茂佐の森四丁目、宇茂佐の森五丁目、字宮里の一部、字中山、字旭川、字勝山、字山入端」を「字宇茂佐、字中山、字旭山、字勝山、字山入端、字安和、宇茂佐の森一丁目、宇茂佐の森二丁目、宇茂佐の森三丁目、宇茂佐の森四丁目、宇茂佐の森五丁目」に改める。

附 則

この規則は、平成29年3月17日から施行する。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 文進印刷株式会社
〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地 4



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

補正予算の要領

平成28年度沖繩県一般会計補正予算（第4号）

平成28年度沖繩県一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から7,614,149千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ759,291,187千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1	1 県	税	117,346,000	3,572,349	120,918,349
		1 県民税	39,758,000	195,927	39,953,927
		2 事業税	23,331,000	2,820,811	26,151,811
		3 地方消費税	25,483,000	△ 869,613	24,613,387
		4 不動産取得税	3,808,000	695,291	4,503,291
		5 県たばこ税	1,839,000	△ 23,634	1,815,366
		6 ゴルフ場利用税	795,000	△ 26,197	768,803
		7 自動車取得税	793,000	158,197	951,197
		8 軽油引取税	7,146,000	381,381	7,527,381
		9 自動車税	13,342,000	182,716	13,524,716
		12 石油価格調整税	1,009,000	60,127	1,069,127
		13 産業廃棄物税	33,000	△ 2,657	30,343
2	2 地方消費税清算金		46,958,016	△ 4,891,000	42,067,016
3	3 地方譲与税	1 地方消費税清算金	46,958,016	△ 4,891,000	42,067,016
		1 地方法人特別譲与税	19,950,938	△ 486,283	19,464,655
4	4 市町村たばこ税交付金	1 市町村たばこ税交付金	209,436	△ 209,436	0
5	5 地方特例交付金	1 地方特例交付金	258,490	23,028	281,518
6	6 地方交付税	1 地方交付税	207,772,627	2,466,437	210,239,064
8	8 分担金及び負担金	2 負担金	864,192	25,713	889,905
9	9 使用料及び手数料	1 使用料	12,487,011	30	12,487,041
		3 証紙収入	2,302,821	4,419	2,307,240

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
10 国庫支出金		236,536,513	△ 1,323,513	235,213,000
	1 国庫負担金	43,629,952	△ 1,075,274	42,554,678
	2 国庫補助金	191,008,118	△ 119,992	190,888,126
	3 委託金	1,898,443	△ 128,247	1,770,196
11 財産収入		2,301,769	266,611	2,568,380
	1 財産運用収入	1,579,859	8,942	1,588,801
	2 財産売却収入	721,910	257,669	979,579
12 寄附金		66,311	33,910	100,221
	1 寄附金	66,311	33,910	100,221
13 繰入金		28,290,841	△ 2,977,963	25,312,878
	1 特別会計繰入金	103,137	△ 15,697	87,440
	2 基金繰入金	28,187,704	△ 2,962,266	25,225,438
14 繰越金		1,837,384	1,837,385	3,674,769
	1 繰越金	1,837,384	1,837,385	3,674,769
15 諸収入		26,785,157	△ 400,036	26,385,121
	5 受託事業収入	5,662,649	△ 24,545	5,638,104
	6 収益事業収入	4,906,997	△ 143,373	4,763,624
	8 雑収入	2,794,710	△ 232,118	2,562,592
16 県債		62,336,900	△ 5,555,800	56,781,100
	1 県債	62,336,900	△ 5,555,800	56,781,100
歳入	合計	766,905,336	△ 7,614,149	759,291,187

歳出款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 議会費		1,450,874	△ 36,332	1,414,542
	1 議会費	1,450,874	△ 36,332	1,414,542
2 総務費		76,712,134	△ 1,926,392	74,785,742
	1 総務管理費	16,486,623	△ 1,139,859	15,346,764
	2 企画費	16,950,809	△ 470,848	16,479,961
	4 市町村振興費	33,301,885	△ 221,666	33,080,219
	5 選挙費	1,069,032	△ 94,019	975,013
	6 防災費	3,116,115	0	3,116,115
3 民生費		107,679,677	919,323	108,599,000
	1 社会福祉費	68,466,600	△ 956,730	67,509,870
	2 児童福祉費	29,858,327	1,872,718	31,731,045
	3 生活保護費	9,219,481	10,820	9,230,301
	4 災害救助費	135,269	△ 7,485	127,784
4 衛生費		34,533,769	△ 58,076	34,475,693
	1 公衆衛生費	14,494,531	458,802	14,953,333
	2 環境衛生費	1,848,167	△ 15,185	1,832,982
	3 環境保全費	2,693,670	△ 14,134	2,679,536
	5 医薬費	7,624,848	△ 487,559	7,137,289
5 労働費		3,935,339	△ 115,013	3,820,326
	1 労働費	2,671,974	△ 41,513	2,630,461
	2 職業訓練費	1,131,129	△ 73,500	1,057,629
6 農林水産業費		63,673,730	△ 886,596	62,787,134
	1 農業費	24,770,556	△ 940,582	23,829,974
	2 畜産業費	4,818,217	△ 97,844	4,720,373
	3 農地費	24,199,996	273,539	24,473,535
	4 林業費	1,834,399	△ 15,009	1,819,390
	5 水産業費	8,050,562	△ 106,700	7,943,862

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
7 商工費		44,464,592	△ 233,179	44,231,413
	1 商業費	4,416,921	△ 17,000	4,399,921
	2 工業費	22,044,130	△ 70,223	21,973,907
8 土木費	3 観光費	18,003,541	△ 145,956	17,857,585
		110,355,378	△ 1,372,676	108,982,702
	1 土木管理費	22,384,327	△ 73,975	22,310,352
	2 道路橋りょう費	31,607,209	△ 454,455	31,152,754
	3 河川海岸費	7,084,655	△ 489,244	6,595,411
	4 港湾費	13,315,090	△ 180,033	13,135,057
	5 都市計画費	20,646,937	△ 116,747	20,530,190
	6 住宅費	8,071,107	△ 50,705	8,020,402
	7 空港費	7,246,653	△ 7,517	7,238,536
9 警察費		33,287,365	△ 462,162	32,825,203
	1 警察管理費	30,241,164	△ 453,618	29,787,546
10 教育費	2 警察活動費	3,046,201	△ 8,544	3,037,657
		163,892,172	△ 2,431,656	161,460,516
	1 教育総務費	16,592,037	△ 420,987	16,171,050
	2 小学校費	49,622,085	△ 375,612	49,246,473
	3 中学校費	31,089,026	△ 533,547	30,555,479
	4 高等学校費	43,494,584	△ 618,976	42,875,608
	5 特別支援学校費	15,615,158	△ 259,608	15,355,550
	6 社会教育費	4,016,839	△ 67,659	3,949,180
	8 大学費	2,597,096	△ 155,267	2,441,829
		3,459,977	△ 2,217,605	1,242,372
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	1,800,000	△ 1,454,170	345,830
	2 土木施設災害復旧費	1,593,603	△ 709,435	884,168
	3 教育施設災害復旧費	66,374	△ 54,000	12,374
12 公債費		70,391,251	△ 1,100,000	69,291,251
	1 公債費	70,391,251	△ 1,100,000	69,291,251

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
13 諸支出金		52,869,078	2,306,215	55,175,293
	1 ゴルフ場利用税交付金	556,508	△ 10,755	545,753
	2 自動車取得税交付金	527,689	99,187	626,876
	4 財政調整基金積立金	17,701	7,134,036	7,151,737
	5 県有施設整備基金積立金	850,591	223,129	1,073,720
	6 利子割交付金	194,052	△ 74,674	119,378
	7 配当割交付金	407,040	△ 211,700	195,340
	8 株式等譲渡所得割交付金	358,436	△ 204,206	154,230
	13 地方消費税交付金	23,599,730	△ 2,455,497	21,144,233
	14 地方消費税清算金	25,662,907	△ 2,194,410	23,468,497
	15 特別会計等繰出金	8,287	1,105	9,392
	歳出合計	766,905,336	△ 7,614,149	759,291,187

第2表 繰越明許費補正				
(追加) 款	項	事業名	金額 千円	
2 総務費	1 総務管理費		9,141,090	
		性暴力被害者ワンストップ支援センター体制整備事業	22,504	
	2 企画費			1,228,181
		通信施設改修事業	36,802	
		総合行政情報通信ネットワーク高度化事業	94,047	
		公共交通利用環境改善事業	14,166	
		那覇バスターミナル整備事業	21,200	
		バス路線補助事業費	2,250	
		超高速ブロードバンド環境整備促進事業	988,608	
		先島地区放送伝送路再構築事業	65,226	
		地籍調査負担金事業費	5,882	
			7,020,000	
	4 市町村振興費	沖縄振興特別推進交付金(市町村)	7,000,000	
	沖縄振興特別推進交付金町村支援事業	20,000		
6 防災費			870,405	
		防災対策事業費	4,958	
		災害対策拠点整備事業	18,360	
		不発弾等処理事業費	847,087	
			2,573,201	
			609,716	
3 民生費	1 社会福祉費	障害児者福祉施設等整備事業費	346,383	
		障害児者福祉施設等整備事業費(一括交付金)	13,588	
		介護基盤整備等基金事業	249,745	
			1,963,485	
	2 児童福祉費		放課後児童クラブ支援事業	56,688
			安心子ども基金事業(子育て支援課)	892,919
			待機児童解消支援基金事業	374,941
			待機児童対策特別事業	92,858
			事業所内保育総合推進事業	173,091

款	項	事業名	金額 千円	
4 衛生費		認定こども園施設整備事業	161,113	
		沖縄県情緒障害児短期治療施設整備事業	211,875	
	2 環境衛生費			638,942
			産業廃棄物対策費	189,681
		公共関係事業推進費	34,605	
		海岸漂着物等地域対策推進事業	39,516	
	3 環境保全費			115,560
				111,681
			自然環境の保全・再生・防災機能戦略的構築事業	95,602
			自然公園施設整備事業費(補助事業)	16,079
5 医療費			337,580	
		医療施設近代化施設整備事業	257,580	
		地域産科医確保事業	80,000	
			156,381	
5 労働費	1 労政費		59,689	
	2 職業訓練費	総合就業支援拠点機能強化事業	59,689	
			96,692	
		職業能力開発校整備事業(補助事業)	38,256	
		具志川職業能力開発校本館建替事業	58,436	
6 農林水産業費			7,176,694	
	1 農業費		1,555,518	
				20,653
			海洋深層水研究所取水関連設備機能保全事業	20,653
			農業研究センター一名護支所施設整備事業	312,076
			地域農業経営支援整備事業	315,022
			災害に強い栽培施設の整備事業	746,072
			産地パワーアップ事業	62,509
			野菜振興対策事業費	19,226
			園芸ブランド機械整備事業	79,960
	2 畜産業費		2,467,466	
		食鳥処理施設整備事業	1,441,332	
		家畜輸送体制確保対策事業	198,720	
		沖縄県畜産・酪農収益力強化整備等対策事業	174,077	
		畜産担い手育成総合整備事業費(交付金事業)	133,890	

款	項	事業名	金額 千円
3 農地	費	家畜衛生試験場移転整備事業	519,447
		不発弾等探査費	2,525,412
		国営土地改良事業県負担金	188,815
		国営土地改良施設真栄里ダム管理費	100,000
		農業水利施設保全合理化事業	8,184
		農業集落排水事業	31,874
		村づくり交付金事業費	714,618
		通作条件整備事業	99,015
		農業基盤整備促進事業(補助金事業)	21,762
		農業基盤整備促進事業(交付金事業)	17,076
		農地耕作条件改善事業	327,169
		中山間地域所得向上支援事業	7,486
		農地保全整備事業費	841,000
		団体営農地保全整備事業費	85,616
		ため池等整備事業費	17,950
		団体営ため池等整備事業費	19,310
		地すべり対策事業費	24,177
4 林業	費		21,360
		造林奨励費	247,661
		治山事業費(補助金事業)	10,142
5 水産業	費	治山事業費(交付金事業)	122,756
			114,763
			380,637
		水産業構造改善特別対策事業費	317,606
		栽培漁業七ノタ一再構築事業	7,940
7 商工費	費	漁港管理事業費	9,938
		地域水産物供給基盤整備事業	45,153
			2,494,718
		航空機整備基地整備事業	1,017,330
2 工鉱業	費	航空機整備基地整備事業	1,017,330
		国際物流拠点産業集積地域賃貸工場整備事業	1,032,237
		沖縄工業産業振興拠点施設(仮称)整備事業	717,962
			135,305

款	項	事業名	金額 千円
3 観光	費	スマートエエエネルギーアイランド基盤構築事業	178,970
		多言語観光案内サイン整備事業	445,151
		環境共生型観光推進事業	33,275
		旭橋再開築地区観光支援施設設置事業	11,700
		沖縄空手会館建設事業	15,220
		スポーツコンベンション振興対策費	288,044
		大型MICE受入環境整備事業	30,912
			66,000
			20,967,172
			4,424,007
			2,049,142
8 土木	費	沖縄振興公共投資交付金(道路管理課市町村事業)	2,105,572
		沖縄振興公共投資交付金(都市計画・モノレール課市町村事業)	18,000
		応急対応費(河川課)	16,100
		建築物の耐震化促進支援事業	10,000
		住宅・建築物安全ストック形成事業	3,249
		耐震不適格建築物基本調査	7,744
		モノレール旭橋駅周辺地区再開発事業	214,200
			827,676
			55,151
			36,147
			800
2 道路橋りよう費	費	道路橋りよう調査費(道路街路課)	534,444
		市町村道路指導監督事務費	20,000
		公共交通安全事業	91,000
		効果促進事業(管理)	7,450
		県単道路維持費	3,000
		県単舗装・災害防除事業費	35,352
		県単橋りよう補修事業費	9,200
		無電柱化推進事業(要請者負担方式)	13,132
		県単沖縄都市モノレール道整備事業費(道路)	22,000
		沖縄振興公共投資交付金(道路)(効果促進)	554,778
		県単道路事業費	6,626
3 河川海岸	費	河川台帳整備費	

款	項	事業名	金額 千円
		天願川可動堰長寿命化事業	19,570
		河川維持費	72,771
		一般河川改修事業費	61,486
		臨時河川等整備事業費(河川)	45,249
		防衛施設周辺障害防止事業	33,175
		海岸老朽化対策事業費(防災・安全)	34,414
		砂防事業費	20,000
		海岸・砂防等台帳整備費	23,641
		海岸・砂防管理費	74,795
		海岸・砂防調査費	93,653
		海岸・砂防維持費	69,398
	4 港湾費		1,818,915
		港湾維持管理事業費	53,000
		港湾調査費	30,833
		那覇港における人流・物流拠点港湾整備事業	801,650
		沖縄振興公共投資交付金(港湾)(効果促進)	18,179
		本部港立体駐車場整備事業費	80,000
		中城湾港新港地区物流拠点化促進調査	26,900
		中城湾港新港地区物流拠点化促進整備事業	153,051
		中城湾港新港地区物流機能強化等整備事業	55,680
		離島利便施設整備事業	17,000
		南北大東港荷役安全性向上事業	346,680
		県単港湾施設費	65,872
		港湾海岸台帳整備費	630
		港湾海岸老朽化対策事業費	139,605
		港湾海岸環境整備事業費	27,630
		県単海岸施設費	2,205
	5 都市計画費		6,610,497
		都市計画策定費	25,153
		都市計画基礎調査	61,933
		宮古広域公園基本設計等事業費	97,726
		那覇市内交通渋滞緩和対策検討事業費	6,550
		景観形成推進事業	1,100

款	項	事業名	金額 千円
		市街地開発事業費	1,515,675
		農連市場地区マッチャワー再生支援事業	284,334
		街路現況調査費	1,853
		街路管理費	21,441
		県単街路事業費	24,668
		都市モノレール受託事業費	3,292,012
		都市モノレール効果促進事業	943,703
		県単沖縄都市モノレール道整備事業費(街路)	19,500
		モノレール関連施設維持管理費	170,832
		沖縄振興公共投資交付金事業費(効果促進)(街路)	19,450
		公園費(単独事業)	47,089
		公園費(長寿命化対策)	77,478
	6 住宅費		4,424,895
		住宅企画費(補助事業)	49,846
		住宅企画費(単独事業)	6,000
		県営住宅建設費(社会資本)	1,622,943
		県営住宅建設費(単独事業)	28,135
		県営住宅建設費(公共投資)	2,165,722
		地域居住機能再生推進費	552,249
	7 空港費		2,306,404
		離島空港交流拠点形成事業	85,786
		南ぬ島国際観光戦略拠点整備事業	857,132
		離島空港旅客施設等機能向上整備事業	358,330
		県単離島空港整備事業費	485,000
		新石垣空港国際線旅客施設強化事業	520,156
9 警察費			41,261
	1 警察管理費		41,261
		警察庁舎等整備事業費(補助事業)	41,261
10 教育費			4,433,603
	1 教育総務費		2,187,850
		公立学校施設整備事業(公共投資交付金)	2,166,590
		県立学校施設整備事業	21,260
	4 高等学校費		1,569,827

款	項	事業名	金額 千円
		高等学校施設改装・改修事業費	37,000
		学校施設整備単独事業費	34,239
		学校施設整備補助事業費(騒音対策)	63,592
		学校施設整備補助事業費(公共投資交付金)	866,092
		学校施設整備管理事業費(公共投資交付金)	10,970
		学校施設整備補助事業費(交付金・超過負担)	557,934
	5 特別支援学校費		182,288
		特別支援学校施設改装・改修事業費	86,125
		施設整備補助事業費(公共投資交付金)	17,023
		施設整備管理事業費(公共投資交付金)	3,039
		施設整備補助事業費(交付金・超過負担)	76,101
	6 社会教育費		474,346
		沖縄振興「知の拠点」施設整備事業	454,168
		文化財補助事業費	446
		青少年教育施設大規模修繕事業	19,732
	7 保健体育費		19,292
		体育施設整備事業費	19,292
11 災害復旧費			585,323
	1 農林水産施設災害復旧費		184,274
		海岸施設災害復旧費(補助事業)	4,500
		農地農用施設災害復旧費(補助事業)	8,874
		漁港漁場災害復旧事業費(補助事業)	170,900
			401,049
	2 土木施設災害復旧費		311,810
		河川等災害復旧事業費	311,810
		県単河川等災害復旧事業費	23,531
		港湾災害復旧事業費	65,708
			48,208,385
合	計		

(変更)			補正後の額 千円
款	項	事業名	補正前の額 千円
6 農林水産業費			8,571,437
	3 農地費		2,879,440
		農地整備事業(補助金事業)	247,822
		農地整備事業(交付金事業)	66,951
		水利施設整備事業(補助金事業)	1,520,262
		水利施設整備事業(交付金事業)	861,840
		水質保全対策事業費	62,760
		農山漁村活性化対策整備事業	119,805
	5 水産業費		1,280,616
		指導監助(指導金)事業費	946
		指導監助(指導金)事業費	2,950
		水産物供給基盤機能保全事業	100,000
		漁村地域整備交付金	305,450
		水産流通基盤整備事業	90,000
		水産生産基盤整備事業	381,772
			17,497,880
8 土木費			3,388,081
	1 土木管理費		3,181,404
		沖縄振興公共投資交付金(道路街路課市町村事業)	63,000
		沖縄振興公共投資交付金(港湾課市町村事業)	67,200
		沖縄振興公共投資交付金(下水道課市町村事業)	76,477
		沖縄振興公共投資交付金(住宅課市町村事業)	6,129,451
	2 道路橋りょう費		244,000
		無電柱化推進事業	440,453

款	項	事業名	補正前の額 千円	補正後の額 千円
		道路防災保全事業	594,830	2,829,800
		沖縄都市モノレール道路整備事業費(道路)	2,820,954	2,960,275
		地域連携道路事業費(地域高規格道路)	575,000	1,599,000
		社会資本整備総合交付金(道路)	778,000	3,733,247
		沖縄振興公共投資交付金(道路)	470,000	4,815,840
		社会資本整備総合交付金(泡瀬工区)	646,667	1,165,667
	3 河川海岸費		1,735,819	3,453,608
		河川調査費	10,000	30,091
		自然災害防止事業(河川)	311,990	431,390
		沖縄振興公共投資交付金(河川)	883,020	1,646,892
		社会資本整備総合交付金(河川)	227,479	530,090
		堰堤改良事業	30,565	37,452
		海岸整備費	30,000	92,710
		総合流域防災事業費(砂防)	40,000	154,365
		地すべり対策事業費	104,224	291,305
		総合流域防災事業費(急傾斜地)	34,541	74,440
		自然災害防止事業費(砂防)	64,000	164,873
	4 港湾費		2,962,891	5,035,493
		港湾改修費	1,946,291	2,129,894
		沖縄振興公共投資交付金(港湾)	310,000	1,810,823
		社会資本整備総合交付金(港湾)	157,000	545,176
	5 都市計画費		2,671,638	6,434,029
		沖縄都市モノレール道路整備事業費(街路)	1,604,552	1,611,628
		沖縄振興公共投資交付金(街路)	753,086	3,277,185

款	項	事業名	補正前の額 千円	補正後の額 千円
		公園費(社会資本交付金)	60,000	1,216,578
		公園費(公共投資交付金)	254,000	328,638
	7 空港費		610,000	2,529,909
	合 計	公共離島空港整備事業	610,000	2,529,909
			26,455,484	53,135,314

第 3 表 地方債補正

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額 千円	補正額 千円			
沖縄県消防学校施設等整備事業	66,100	△ 66,100	0	年 9 % 以内	償還期間は、措置
災害対策拠点整備事業	0	18,300	18,300	(ただし、	期間を含め30年以
沖縄県特別推進交付金事業	3,341,900	17,300	3,359,200	利率見直し	内とする。
総合行政情報通信ネットワーク高度化事業	525,200	△ 69,300	455,900	方式で借り	償還方法は、元利
公共事業等	15,074,000	△ 247,900	14,826,100	入れる資金	均等、元金均等
公共関係事業推進費	22,100	△ 22,100	0	発行価格が	による。
児童福祉施設等整備事業	4,800	△ 4,800	0	額面金額を	ただし、財政の都
農業研究センター名護支所施設整備事業	615,500	△ 375,500	240,000	下回るとき	利率の見直し
家畜衛生試験場移転整備事業	675,000	△ 78,500	596,500	は、その発	しを行った
沖縄工業振興拠点施設(仮称)整備事業	8,600	△ 8,600	0	行差額をう	後において
総合就業支援拠点機能強化事業	51,300	△ 51,300	0	めるため必	は、当該見
大型MICE受入環境整備事業	5,402,000	△ 200,700	5,201,300	要な金額を	直し後の利
県営住宅建設事業	1,931,800	△ 1,931,800	0	これに加算	率)
県単道路整備事業	136,900	△ 136,900	0	した金額と	借り換えることが
県単河川等整備事業	890,800	△ 82,800	808,000	することが	できる。
県単離島空港整備事業	924,700	△ 410,900	513,800	できる。	
高等学校施設整備事業	1,485,000	△ 250,800	1,234,200	(借入時期)	
特別支援学校施設整備費	319,000	△ 248,400	70,600	平成28年度。	
警察庁舎等施設整備事業	66,700	△ 66,700	0	ただし、事	
交通安全施設整備事業	430,900	△ 51,200	379,700	業その他の	
災害復旧事業	738,400	△ 239,600	498,800	都合により、	
臨時財政対策債	28,600,000	△ 1,047,500	27,552,500	その一部又	
合計	62,336,900	△ 5,555,800	56,781,100	は全部を後	
				年度に繰り	
				延べて起債	
				することが	
				できる。	

平成28年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算(第1号)

平成28年度沖縄県農業改良資金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から18,967千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ213,031千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳入	款	項	補正前の額	計
			千円	千円
2	繰越金		205,378	186,411
		繰越金	△ 18,967	186,411
	歳入	合計	231,998	213,031
歳出				
1	農林水産業費	項	補正前の額	計
			千円	千円
			56,604	37,637
	農業費		△ 18,967	37,637
	歳出	合計	231,998	213,031

平成28年度沖縄県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）

平成28年度沖縄県中小企業振興資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から290,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ230,163千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 繰越金			184,680	△ 184,680	0
		1 繰越金	184,680	△ 184,680	0
2 諸収入			335,483	△ 105,320	230,163
		1 貸付金元利収入	335,483	△ 105,320	230,163
歳入		合計	520,163	△ 290,000	230,163

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 中小企業振興費		520,163	△ 290,000	230,163
	1 中小企業振興費	520,163	△ 290,000	230,163
歳出	合計	520,163	△ 290,000	230,163

平成28年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第1号）

平成28年度沖縄県下地島空港特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

第 1 表 繰越明許費補正				
(追加)	款	項	事業名	金額 千円
1 土木費	1 空港費			20,000
			下地島空港管理運営費	20,000
	合	計		20,000

平成28年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成28年度沖縄県下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から51,595千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12,252,854千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正					
歳入	款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1	分担金及び負担金		5,605,849	△ 41,095	5,564,754
		1 負担金	5,605,849	△ 41,095	5,564,754
5	繰入金		927,999	△ 10,500	917,499
		1 一般会計繰入金	927,999	△ 10,500	917,499
歳入	合計		12,304,449	△ 51,595	12,252,854
歳出					
歳出	款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1	土木費		10,936,774	△ 36,595	10,900,179
		1 都市計画費	10,936,774	△ 36,595	10,900,179
2	公債費		1,367,675	△ 15,000	1,352,675
		1 公債費	1,367,675	△ 15,000	1,352,675
歳出	合計		12,304,449	△ 51,595	12,252,854

第 2 表 繰越説明費補正					
(追加)					
款	項	事業名	金額 千円		
1	土木費		663,301		
		1 都市計画費	663,301		
		中部流域下水道建設費 (沖繩振興公共投資交付金)	331,056		
		中城湾流域下水道建設費	332,245		
合計			663,301		
(変更)					
款	項	事業名	補正前の額 千円	補正後の額 千円	
1	土木費		497,700	1,782,741	
		1 都市計画費	497,700	1,782,741	
		中部流域下水道建設費 (社会資本整備総合交付金)	343,500	1,573,846	
		中城湾南部流域下水道建設費	121,200	145,816	
		下水道建設改良費	33,000	63,079	
合計			497,700	1,782,741	

平成28年度沖繩県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）

平成28年度沖繩県沿岸漁業改善資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から50,570千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,729千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		項	補正前の額	補正額	計
款			千円	千円	千円
1 繰越金			34,486	△ 33,447	1,039
	1 繰越金		34,486	△ 33,447	1,039
2 諸収入			17,813	△ 17,123	690
	2 貸付金元利収入		16,553	△ 16,553	0
	3 雑収入		1,110	△ 570	540
歳入	合計		52,299	△ 50,570	1,729
歳出		項	補正前の額	補正額	計
款			千円	千円	千円
1 農林水産業費			52,299	△ 50,570	1,729
	1 水産業費		52,299	△ 50,570	1,729
歳出	合計		52,299	△ 50,570	1,729

平成28年度沖繩県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業
特別会計補正予算（第1号）

平成28年度沖繩県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から57,831千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,122,638千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		項	補正前の額	補正額	計
款			千円	千円	千円
1	財産収入		743,126	△ 253,707	489,419
	1	財産運用収入	5,061	39,884	44,945
	2	財産売却収入	738,065	△ 293,591	444,474
2	繰越金		1	241,876	241,877
	1	繰越金	1	241,876	241,877
4	果債		1,437,300	△ 204,400	1,232,900
	1	果債	1,437,300	△ 204,400	1,232,900
5	繰入金		0	158,400	158,400
	1	一般会計繰入金	0	158,400	158,400
	歳入	合計	2,180,469	△ 57,831	2,122,638
歳出		項	補正前の額	補正額	計
款			千円	千円	千円
1	商工費		67,696	△ 5,500	62,196
	1	工鉱業費	67,696	△ 5,500	62,196
2	公債費		2,112,773	△ 52,331	2,060,442
	1	公債費	2,112,773	△ 52,331	2,060,442
	歳出	合計	2,180,469	△ 57,831	2,122,638

第 2 表 地 方 債 補 正				
起 債 の 目 的	限 度 額		起 債 の 方 法	債 選 の 方 法
	補 正 前 の 額	補 正 額		
中 城 湾 港 (新 港 地 区) 臨 海 部 土 地 造 成 事 業	千円 158,400	千円 △158,400	千円 0 (借入方法) 証書借入又 は証券発行 による。 発行価格が 額面金額を 下回るとき は、その発 行差額をう めるため必 要な金額を これに加算 した金額と することが できる。 (借入時期) 平成28年度。 ただし、事 業その他の 都合により、 その一部又 は全部を後 年度に繰り 延べて起債 することが できる。	借選期間は、据置期間を含め30年以内とする。 借選方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	158,400	△158,400	0	

**平成28年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区
特別会計補正予算（第1号）**

平成28年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条** 既定の歳入歳出予算の総額から25,402千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ551,498千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額		補正額		計
			千円	千円	千円	千円	
1	使用料及び手数料		380,386	△ 9,328	371,058		371,058
		1 使用料	380,386	△ 9,328	371,058		371,058
3	諸収入		196,513	△ 89,574	106,939		106,939
		2 雑収入	196,512	△ 89,574	106,938		106,938
4	県債		0	73,500	73,500		73,500
		1 県債	0	73,500	73,500		73,500
歳入	合計		576,900	△ 25,402	551,498		551,498
歳出	款	項	補正前の額		補正額		計
			千円	千円	千円	千円	
1	商工費		487,202	△ 101,587	385,615		385,615
		1 商業費	487,202	△ 101,587	385,615		385,615
2	公債費		89,698	76,185	165,883		165,883
		1 公債費	89,698	76,185	165,883		165,883
歳出	合計		576,900	△ 25,402	551,498		551,498

平成28年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算（第1号）

平成28年度沖縄県産業振興基金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から33,110千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ258,444千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳入	款	項	補正前の額	計
			千円	千円
2 繰入金	金		142,543	109,433
		△ 33,110		109,433
歳入	1 基金繰入金		142,543	109,433
		△ 33,110		109,433
	合計		291,554	258,444
歳出				
1 産業振興費	款	項	補正前の額	計
			千円	千円
1 産業振興費			291,554	258,444
		△ 33,110		258,444
歳出	1 産業振興費		291,554	258,444
		△ 33,110		258,444
	合計		291,554	258,444

平成28年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計
補正予算（第1号）

平成28年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

第 1 表 繰越明許費補正

(追加)			
款	項	事業名	金額 千円
1 土木費	1 港湾費		260,893
		中城湾港機能施設整備費	260,893
合	計		260,893

平成28年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算
(第3号)

平成28年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から55,683千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,356,392千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳入	款	項	補正前の額	計
			千円	千円
2 財産収入	債		533,222	1,593,225
		1 財産売却収入	533,222	1,593,225
5 県	債		1,202,686	87,000
		1 県債	1,202,686	87,000
歳入		合計	2,412,075	2,356,392
歳出	款	項	補正前の額	計
			千円	千円
1 土木費	費		718,098	662,415
		1 港湾費	718,098	662,415
2 公債費	費		1,693,977	1,693,977
		1 公債費	1,693,977	1,693,977
歳出		合計	2,412,075	2,356,392

平成28年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成28年度沖縄県公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から1,100,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83,453,490千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入		項	補正前の額	補正額	計
款			千円	千円	千円
1	繰入金		70,353,490	△ 1,100,000	69,253,490
	1 一般会計繰入金		70,353,490	△ 1,100,000	69,253,490
	歳入合計		84,553,490	△ 1,100,000	83,453,490
歳出		項	補正前の額	補正額	計
款			千円	千円	千円
1	公債費		84,553,490	△ 1,100,000	83,453,490
	1 公債費		84,553,490	△ 1,100,000	83,453,490
	歳出合計		84,553,490	△ 1,100,000	83,453,490

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 文進印刷株式会社
〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地4